韓国のインターネット選挙と誹謗中傷問題への取り組み

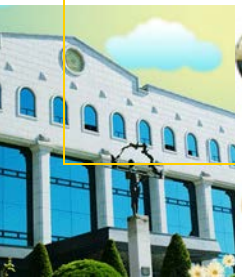

韓国 選挙研修院
教授　　高　選　圭
（tohokugo@yahoo.co.jp）

KCEI for Democracy

報告の狙いと内容

- 韓国のネット選挙の状況
- ネット選挙の規制制度
- サイバー選挙不正監視団
- ネット選挙運動の取り締まりの状況
- ネット選挙運動の取り締まりの基準
- 取り締まりをめぐる争点と課題
- まとめ

韓国のインターネット利用者数と利用率

◇ 1) 2004년 조사부터 인터넷에 이동전화 무선인터넷을 포함시켰으며, 인터넷 이용자 정의는 '월평균 2회 이상 인터넷 이용자'에서 '최근 1개월 이내 인터넷 이용자'로 변경함

2) 2006년부터 조사대상을 만3세 이상 인구로 확대함(2000년-2001년 : 만7세 이상 인구, 2002년-2005년 : 만6세 이상 인구)

* 韓国インターネット振興院(2012)

韓国のSNS状況（2012）

- スマホ保有者： 3,300万人
- Cyworld 利用者：2,600万人（Blog）
- Facebook 加入者： 1,300万人
- me2day利用者： 1,200万人(韓国版Twitter）
- 1人当たりfollower 数： 78人
- Mutural Following rate： 68.2%/22.1%)
- Tweetへ対する反応率： 75%
- RT時間：8分以内/60分（50%のRT率）
- Network distance: 3.8/4.1段階

Twitter人口の急増

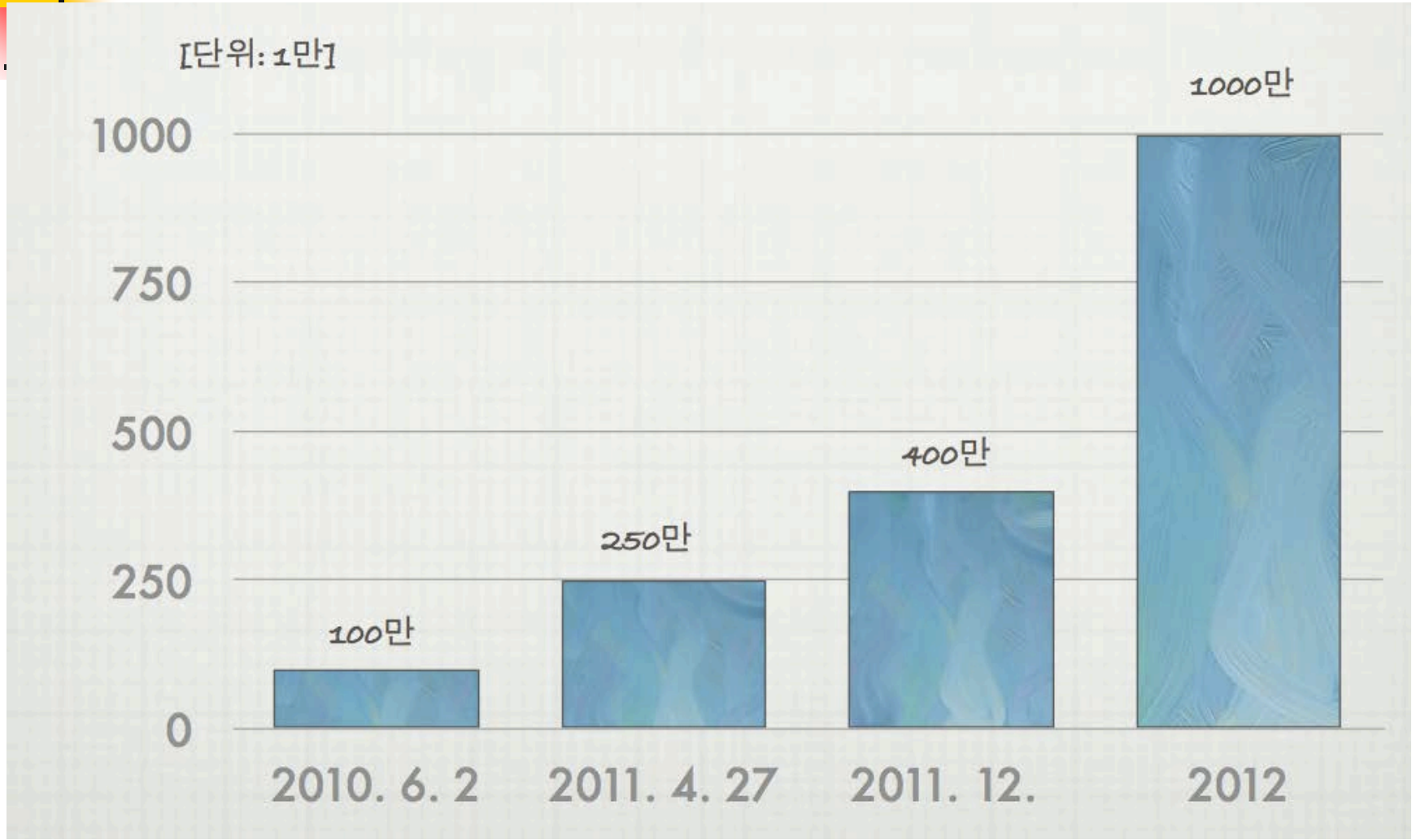

KCEI for Democracy

韓国の選挙とNew Mediaの進化

- IT環境：インターネット利用者3,658万人、Cyworld　2,500万人、Metoday 130万人、Twitter 60万人
- 2002年大統領選挙：HP・電子メール・SMS
- ２００４年総選挙：討論房・e-poll
- ２００７年大統領選挙：Blog/UGC/FanClub/ユーチューブ（Youtube）
- 2010年統一地方選：ツイッター（Twiter）などのSNSが主役
- 2011年補欠選挙： Twiter、Facebook
- 2012年大統領選挙：Kakao Talk

韓国の主なSNS

SNSと選挙結果
(52.1%:47.9%/53.4%:46.2%)

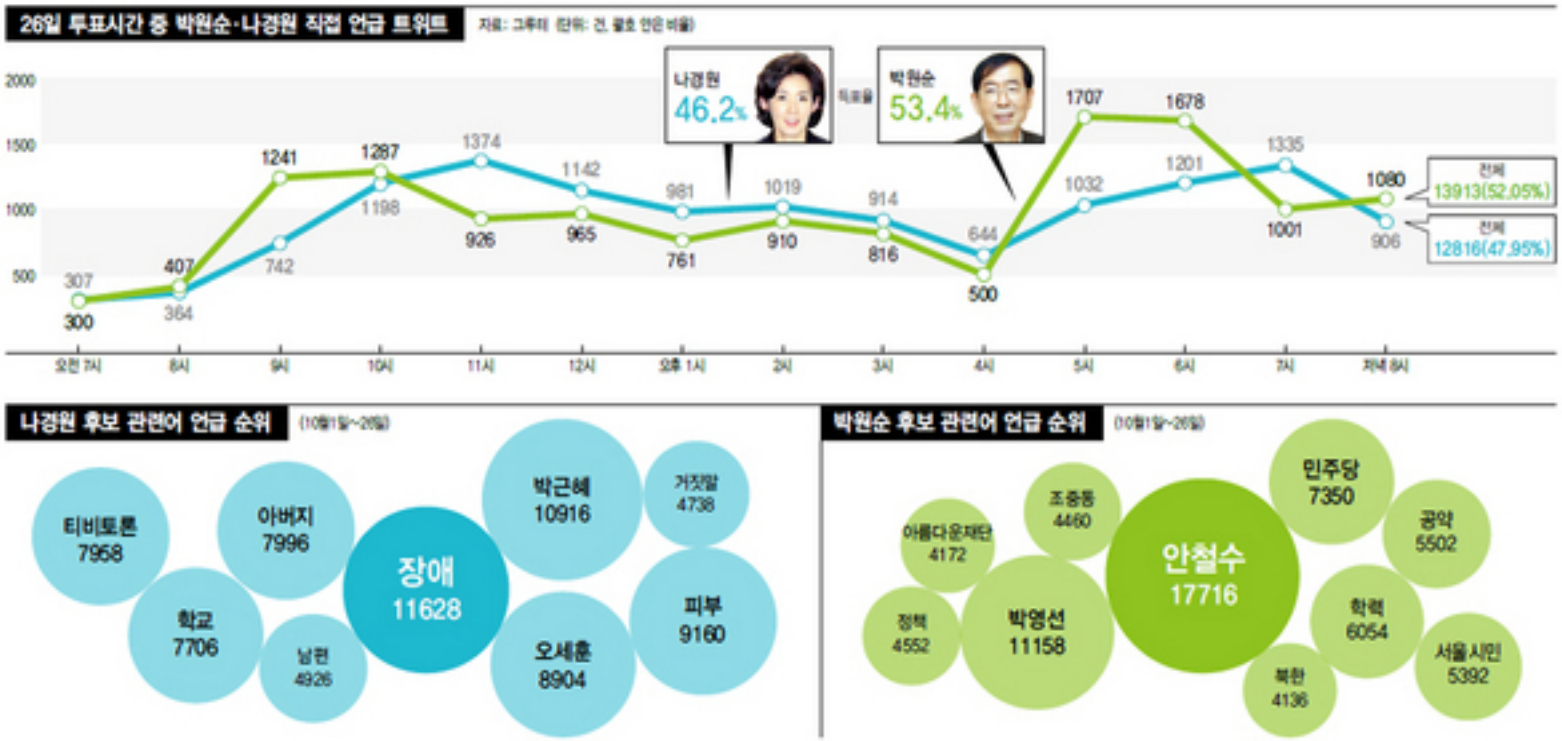

KCEI for Democracy

時間別twitterの推移と得票率（2012年補欠選挙）

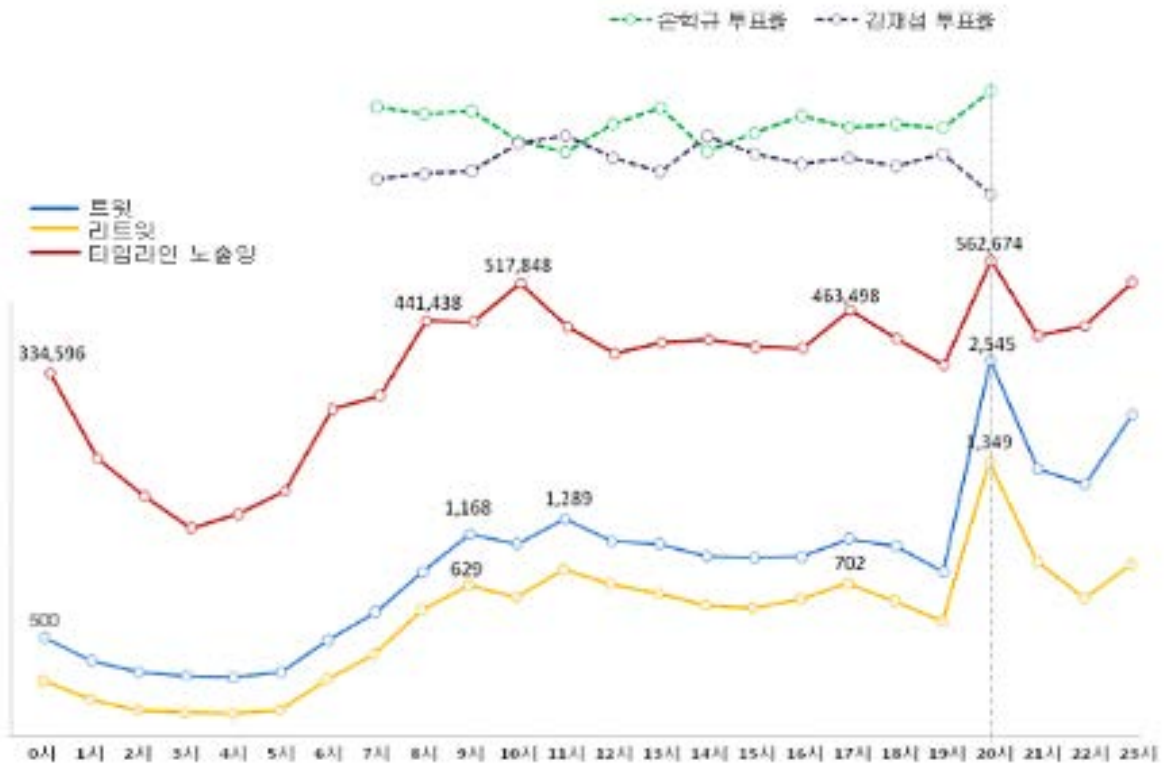

* 2011年 5月 26日（ハンギョレ新聞）.

大統領選挙でSNS世論と選挙結果

3개월치 대선 트위터 분석 '박정희 vs 노무현' 대결 朴당선인, 후광 효과 누려… '실패한 참여정부 2인자' 등 文에게는 부정적 이미지 연관 검색어도 달라 朴 '여성 대통령' 가장 많아 미래·행복·서민 등 뒤이어 文, 서민·종북·과거·미래順

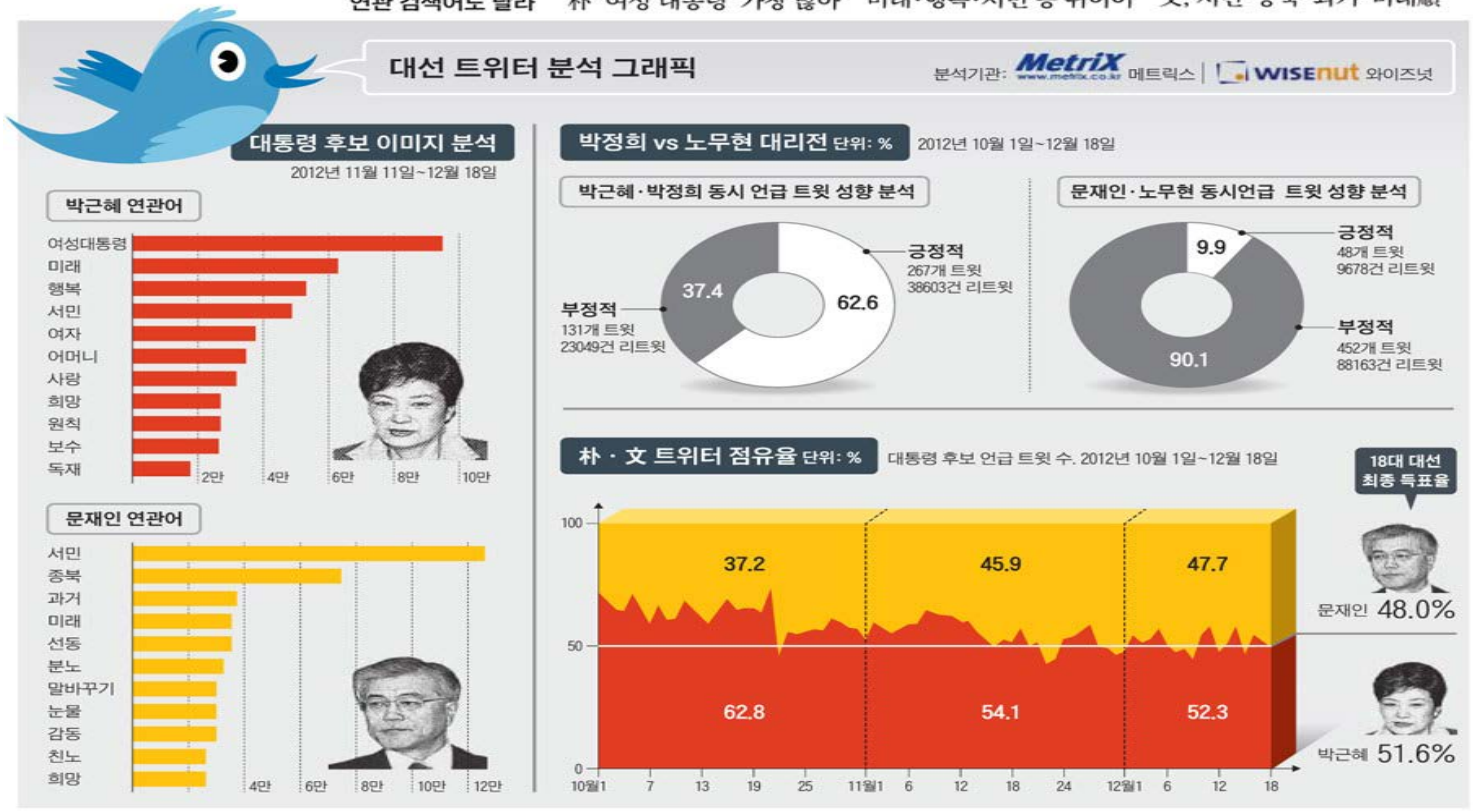

선거 트윗, 총선때의 3배 육박 막판 트위터 점유율, 朴 52.3% 文 47.7%… 실제 득표율과 비슷

그래픽 = 조선일보 디자인편집팀

KCEI for Democracy

大統領選挙候補者とSNS

KCEI for Democracy

Power twitterian1

Democracy

Power twitterian2

Power twitterian3

文在寅候補者の選挙ファンド

KCEI for Democracy

安哲秀の国民ファンド

국민보조금
안철수 국민펀드
당신의 진심을 모아주십시오
진심에서 오는 믿음
안철수 국민펀드는 국민을 위한 진심입니다.
안철수 펀드팀
TEL : 02-731-1500
FAX : 02-731-1720
안철수 국민펀드소개
자주묻는질문
펀드게시판
국민보조금
안철수 국민펀드
당신의 진심을 모아주십시오
안철수
국민펀드
모집주체 : 안철수(개인)
펀드모금액 : 280억
펀드참여금액 : 최소 1만원 이상, 무제한
펀드모금기간 : 2012년11월13일 ~ 모금액 달성시까지
상환액 : 원금+이자(연) 3.09% + 새로운 대한민국
상환일 : 2013년 2월 27일(예정)
참여하기
내역확인
주소 서울시 종로구 공평동 5-1 공평빌딩5층
이메일 ahnpeoplefund@daum.net

インターネット選挙規制の変化

- 1997年：選挙期間中のPC通信網を利用した選挙運動の許容
- 2004年：候補者や予備候補者（候補者になろうとする者）は自分のHPを利用した選挙運動を選挙期間と関係なく許容
- 2005年：選挙運動の可能な者は、候補者や予備候補者が開設したHPで常時の選挙運動を許容

インターネット選挙規制の変化

- 2011年12月29日：インターネット選挙規制の違憲判決（公職選挙法第93条1項の過剰禁止原則の違反）：文書・図画・その他類似するもの（インターネットこれにあたるという考えで規制）。
- 2012年：選挙運動の可能な者は、選挙運動期間と関係なく（選挙日は除く）、SMS・HP・掲示板・討論房等に書き込みや映像などの掲示、電子メールの転送などの選挙運動を許容。SNSも可能。

インターネット選挙運動の取り締まり組織:サイバー選挙不正監視団

- 2004年3月12日、サイバー選挙不正監視団導入:中央・都道府県選管は選挙日120日前から選挙日まで30人以内で設置・運営
- 2008年2月29日改正:中央選挙管理委員会は5人以上10人以下で設置・運営するが、構成において政党推薦を排除し、運営の中立性を強化

サイバー選挙不正監視団の運営：中央選挙管理委員会

- 5人以上10人以下で設置・運営するが、選挙日前60日から選挙日後10日まで運営。
- 選挙日前60日以後に確定した補欠選挙の場合、その実施が確定した日から運営。
- 状況によって10人以内で増員可能。

サイバー選挙不正監視団の運営：都道府県選挙管理委員会

- 選挙日120日前から選挙日まで30人以内で設置・運営
- 選挙日前120日以後に確定した補欠選挙の場合、その実施が確定した日から運営。
- サイバー選挙不正監視団員の資格：政党の党員ではなく、政党・候補者と利害関係がないもの。

サイバー選挙不正監視団の役割

- 政党・候補者・選挙参加団体のHPやSNSの検索
- ポータルサイト・インターネット言論社のHPやSNSの検索
- サイバー自動検索システムの検索
- リアルタイムの検索活動

サイバー選挙不正監視団の法的根拠

設置・運営:

- 公職選挙法　第10条3
- 公職選挙管理規則　第2条3

- 削除要請:
- 違法・誹謗中傷の削除は、公職選挙法　第82条4

取り締まりの状況

	合計	取り締まりの内訳				削除要請
		計	告発	捜査依頼	警告	
2012年 国会議員選挙	1,793	67	8	27	32	1,726
2012年 大統領選挙	7,201	42	10	23	9	7,159
増減 (増減率，%)	5,408	△25	2	△4	△23	5,433
	(301.6)	(△37.3)	(25)	(△14.8)	(△71.9)	(314.8)

サイバー選挙不正監視団の運営状況

	2007年 大統領選挙	2008年 総選挙	2010年 統一地方選	2012年 総選挙	2012年 大統領選挙
合計 (人)	205	220	177	152	220
中央	23	12	20	15	16
都道府県	182	208	157	137	204

インターネット実名認証表示制度

- 2010年：インターネット言論社は、選挙期間中、HPの掲示板・討論房等に政党・候補者に対する支持・反対の書き込み・音声・画像・映像などの情報を掲示可能にする場合、実名認証方法で実名を確認できる技術的措置をとる。
- 2004年：選挙に関する意見は、常時に名前と住民登録番号を入力し、実名確認を制度化
- 2005年：実名確認の期間を選挙運動期間に限定し、政党・候補者に対する支持・反対の情報に限定。住民登録番号を入力を省略

ネット選挙運動の取り締まり方向性

- インターネット・SNSなどのオンライン空間での誹謗中傷行為に関するリアルタイムのモニタリング・検索
- 誹謗中傷行為に関しては、迅速に削除要請・調査・告発
- しかし、インターネット・SNS・電子メールなどのネット上の自由な選挙運動は最大限保障

ネット選挙運動の取り締まり基準（1）

- 虚為事実の公表（公選法第250条違反）：当選・落選を目的にインターネット・SNS・電子メールなどを利用し、候補者（予備候補者）やその家族に関する虚為事実を公表する行為
- 候補者などの誹謗中傷（公選法第251条違反）：当選・落選を目的にインターネット・SNS・電子メールなどを利用し、候補者（予備候補者）やその家族を誹謗中傷する行為
- なりすまし

ネット選挙運動の取り締まり基準(2)

- 故意性・目的性
- 繰り返し(回数)
- 有権者の投票判断への影響
- 選挙の公正性を阻害する行為
- 公共利益か私的利益か
- 関係性
- その他

ネット選挙運動の違法行為

- 虚為事実の公表・候補者などの誹謗中傷
- なりすまし
- 選挙日のインターネット・SNS・電子メールなどを利用する選挙運動
- 未成年などの選挙運動ができない者の選挙運動
- 世論調査結果の公表方法の違反
- ネット上の買収行為
- 不法のインターネット広告
- 投票用紙の撮影認証shot 掲示

取り締まり事例

- 2011年ソウル市市長選　羅卿瑗候補者：年会費1億ウォン’皮膚科
- 2011年ソウル市市長選：朴元淳の子供の兵役逃れ事件（虚為事実公表）国会議員辞退
- 2012年大選：“朴槿惠候補者がコンドーム会社の株主”（虚為事実公表で拘束）
- 2012年大選朴槿惠候補者：誹謗中傷の牧師（拘束）
- 2012年大選朴槿惠候補者：“甥の芸能人が子供である”（虚為事実公表で拘束）

取り締まりをめぐる争点

- 主観的構成要件：当選・落選目的性
- 主観的価値判断：客観的事実の摘示
- 虚為性の判断と立証責任
- 誹謗中傷の概念と違法性阻却の問題
- 公共性や公共の利益